

名古屋市中村区選挙管理委員会

名古屋市中村区選挙管理委員会告示第3号

期日前投票所の指定について

公職選挙法第48条の2第6項により準用する同法第39条の規定に基づき、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の場所を次のとおり指定する。

令和8年1月27日

名古屋市中村区選挙管理委員会

委員長 高村八郎

1 場所

名古屋市中村区役所 2階集合会議室

名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1